

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和2年9月9日

大和市長 大 木 哲

公売の日時	入 札	令和2年10月5日から同月9日まで
	開 札	令和2年10月13日 午前 9時
公 売 の 場 所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課 ※入札期間中の午前8時30分から午後5時まで。 ※郵送による入札も可（郵送の場合は、入札期間内に必着）。	
公 売 の 方 法	入札	
売却決定の日時	令和2年10月20日 午前10時	
売却決定の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課	
買受代金納付期限	令和2年10月20日 午後 3時	
追加入札 の 日 時	入 札	令和2年10月19日から同月23日まで
	開 札	令和2年10月28日 午前 9時
追加入札の公売の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課 ※入札期間中の午前8時30分から午後5時まで。 ※郵送による入札も可（郵送の場合は、入札期間内に必着）。	
追加入札の公売の方法	入札	
追加入札の売却決定の日時	令和2年11月 4日 午前10時	
追加入札の売却決定の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課	
追加入札の買受代金納付期限	令和2年11月 4日 午後 3時	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条の規定の例により、当該滞納者及び当市の税務職員は公売財産を直接、間接を問わず買い受けることはできません。	

<p>配当を受ける者の権利の申し出について</p>	<p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は大和市総務部収納課に用意してあります。</p>
<p>公売財産の表示</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>公売保証金</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>見積価額</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>この公売公告に記載してある事項以外については、大和市総務部収納課に備え付けの「不動産公売広報」に記載されています。</p> <p>売却区分番号「2」及び「3」については、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、売却区分番号「3」のうち土地の持ち分10分の7については、国税徴収法第89条の2第1項の規定による、換価執行決定に基づく公売です。</p> <p>次順位による買受けの申込みについては、入札書の次順位買受申込み欄に○を記載することによって行います。</p>
<p>(注 意) 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。</p>	